

第四百回 参議院法務委員会會議録第十号

昭和六十一年五月十三日(火曜日)
午後一時開会

委員の異動

五月十二日

辞任 橋本 敦君

補欠選任 小笠原貞子君

五月十三日

辞任 林 道君

補欠選任 岡野 裕君

藤田 正明君

宮田 輝君

出席者は左のとおり。

委員長 二宮 文造君
理事 海江田鶴造君
小島 静馬君
寺田 熊雄君
飯田 忠雄君

委員

大坪健一郎君
岡野 裕君
宮田 輝君
安永 英雄君
坂山 映子君
中山 千夏君

政府委員

法務大臣官房長 根来 泰周君
法務大臣官房司 井嶋 一友君
法制調査部長 片岡 定彦君

事務局側

常任委員会専門員 小島 武司君

参考人

中央大学教授 小島 武司君

前日本弁護士連合会事務局長 釘澤 一郎君
経済団体連合会 國際経済部長 糠澤 和夫君

本日の會議に付した案件

○外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(二宮文造君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨五月十二日、橋本敦君が委員を辞任され、その補欠として小笠原貞子君が選任されました。

○委員長(二宮文造君) 外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法案を議題といたします。

本日は、本案につきまして御意見を伺うため、お手元に配付いたしております名簿のとおり、三名の方々に参考人として御出席いただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ当委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の本案審査の参考にいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、議事の進め方について申し上げます。
まず、お一人十五分程度で順次御意見を述べさせていただきます。その後、約百分程度、委員の質疑にお答えいただきたいと、このように考えております。それでは、これより各参考人に順次御意見を

述べいただきたいと存じます。

まず、中央大学教授小島武司参考人、お願いいたします。

○参考人(小島武司君) 中央大学の小島でございます。

本法案につきまして私の考えておりますことを述べさせていただきます。

最近、世界的な傾向として、正義へのアクセスということが盛んに論じられております。そして、この正義というのは裁判所の判決というところでもあり、この正義は、この正義に到達するためには何としても弁護士事務所を通過しなければならないということ、弁護士の法的サービスへの普遍的なアクセスを可能にする方策を各国が協力して講じなければならないと言われているわけでございます。

そして、この正義へのアクセスのために裁判所における判決も極めて重要であります。同時に法廷の外の紛争の解決、さらにはそのような紛争が生じないようにするための予防的なサービスということが核心的な重要性があると、そういうふうに考えられて、また論じられているわけでございます。

このように世界的な潮流を考えると、本法案は大変意義深い一ページを法律の歴史の中に記すことになるのではないかと考えられます。

ところで、世界は非常にコミュニケーションの発達と交流の発達によって縮みつつあると言われていると思いますが、その中で世界都市と言われるものが誕生しつつあります。それは、ある意味では古い歴史をさかのぼった世界都市にも匹敵するような都市が各国に生まれておりまして、東京もその一つであると言えるかと思っております。

このようなかような世界各地の法律問題が集中的に論じられ、処理される必要がありまして、そのような集中的処理の機構が必要であるわけでございます。

その意味で、東京は多重法域都市であるということもできるかと思っております。このような都市においては、外国法サービスというものが、従来の形だけではなく、多様なものになり、そしてまた当事者の必要に応じて流動的なものになっていかなければならないと考えられるわけでございます。

このような競争的な異種サービスの併存という中で当事者のニーズに合ったサービスの選択がなされていくわけでございます。とりわけ、不透明な将来の法の予測とか、あるいは高度の法的プラットフォームというような領域になりますと、フェリス・ツール・フェリスの法的助言と深度のある総合的法律判断が重要になってまいります。

企業がこのような分野に特にサービスの必要を痛感しているわけであります。従来の渉外弁護士の活動に対する不満の根底にあるものもこのような事態ではないかと思われるわけでございます。

そこで、身近な原資格者によるサービスを受けたいという要望が強くなってくるのではないかと考えられます。

ところで、ニーズということが弁護士業務では導きの星と考えられております。弁護士業務は利用者のニーズにこたえるということ、そういう目標のもとに設けられたものであり、弁護士の権利はその意味で、通常の権利ではなくて、単なる特権にすぎないとも言われるわけでございます。

そしてニーズには、今回の問題においては企業サイドのニーズということが盛んに強調されましたが、長期的に見ますと、一般市民サイドのニーズというものが今後ますます大きくなるのではないかと考えられるわけでございます。

このようなニーズが多様に存し、そして今後増大していくであろうというように考えますと、この問題についてどのような考え方を持って臨んだらよいのかということになります。これには二つの方向があるかと思っております。そして、現にこの

二つの方向が論じられているわけでございます。

一つは、利用者のニーズということ、絶対的な基礎と申しますか、根本に置きまして世界普遍主義的なアプローチをする。一部の学説がこのような考え方を唱道しております。もう一つの考え方は伝統的な態度でございます、国内の有資格者の特権を重視して、国家が限定主義をとっていくということでございます。この後者の考え方は、国際交流の波の中で到底維持できないものになつております。そこで、前者の考え方が強く一部で主張されるわけでありまして、この考え方は、過去の歴史的な沿革というものを、あるいは世界の現実というものを考えますと、やや非現実的であると考えられます。そこで、プラグマチックな漸進主義がこの分野においてとられなければならないのではないかと思われまして、この意味において本法案の基調は妥当なものではなかろうかと思つております。

本法案の基本的特徴について申し上げますと、一面において、外国法サービスというものを提供する専門家を国内の有資格者と基本的には同質性を有するものであると前提いたしまして、その上で外国法事務弁護士というような名称も付与し、そしてまた弁護士倫理を適用し、そして日弁連の監督下にこれを置くということになっております。しかし他面において、政策的な立場からこれに幾つかの限定を付しているわけでございます。共同経営の禁止等あるいは相互主義というののもこれに入らうかと思ひます。

これは、基本的には新たな試行としてこの法案が提案されているわけでございますから、それなりの慎重さを要するわけで、このような柔軟性を内に秘めた態度というのは極めて現実的なものであらうかと思ひます。そしてこの法案は、絶対の基礎を構築したというように見るべきものではなく、長い試行錯誤の一過程として把握すべきものではないかと思ひます。特に運用の実情を考慮しまして、時としては将来、本来的な理念を貫徹するために、立法上あるいは運用上相当思ひ切つ

た調整も必要になつてくるのではないかと思ひます。こういうことを前提としたものとして考えるときに、出発点として法案が適切な一応の地点を形成しているのではないかと思ひられるわけでございます。

ところで、このような法律が論議されます際に、ニーズというものがあるのかということに議論が起きます。本格的な調査はまだなされておられません。企業等からの要望があり、また外国の弁護士からの進出希望があるということでありまして、一応そのニーズの存在が合理的に推測されるわけでございます。そして、このニーズは確証のない証明が事前になければならないというものでなく、本来的に門戸を開きまして、後は市場原理に任せておくのが筋でありまして、ニーズの存在をそれほど厳密に確定する必要はないのではないかと思ひます。ただ、将来供給過剰から来る弊害が生ずるというようなことになれば、それについては調整が必要でありまして、インバランスが生じた場合にそれをコントロールすれば足りるということではないかと思ひます。それについての手当でも、十條あたりには手がかりがあるとも考えられるわけでございます。ところで、このような外国弁護士の我が国内における活動を許容するということになりまして、我が国の司法制度、我が国の法文化的な伝統との関係が問題になり、これも議論されてきたところでございます。このような観点から二つの問題が出てくるのではないかと存じます。

一つは、乱訴の弊害というようにことが裁判所に訴訟遅延を招き、また訴えられた者に不当な重圧を加えることになるのではないかと恐れられるわけでありまして、ところで、乱訴の弊害という場合に、そこには幾つかの重要な要因がございます。一つは、権利者である人々の考え方あるいは社会的、文化的な伝統ということでございますが、そしてこれが往々に強調されるわけでございます。しかし、私の見るところでは、より重要な要因は法環境の違いということと弁護士活動の内実とい

う二つの点であらうと思ひます。

法環境の違いという点につきましては、我が国はアメリカ法と手続法その他で非常に大きな違いがございます。アメリカの弁護士の影響によつて訴訟が慎重に行われるという事態がそう簡単に変わることはないと思ひます。具体的には提訴の手数料などというものが全然違う形で定められております。損害賠償の算定方法なども違ひます。その他いろいろの違いがございます。それから、弁護士の活動様式という点について申し上げますと、今回外国の弁護士が我が国に入つてきまして、それは外国法の事務弁護士という限定された活動でございますから、訴訟の点に一定の歯どめもなされているので、好ましいからざる影響を及ぼすとは思ひきれないわけでございます。

もう一つの点は、弁護士業務自体に対する影響でございます。アメリカ等の、特にアメリカの弁護士の場合にその特徴が顕著でございますが、過度のビジネス主義といひますか、そういうものを持ち込んでくるのではないかとこの点であります。しかし、この点については、私の見るところ、プロフェッションの本質はビジネス性と正義の擁護者としての聖なる使命と二面性があるものであつて、アメリカの弁護士等に顕著に見られます傾向が必ずしもそれ自体不健全であるとは考えられないわけでありまして、要はこの両面を調和させていくことが利用者のニーズにこたえるゆえんではないかと思ひます。

そこで最後に、このような立法措置がどのような大局的影響を及ぼすであらうかという点を見てまいりたいと思ひますが、プロフェッションの国際交流の推進ということ、日本やヨーロッパ、アメリカの弁護士の各特性が我が国の実務の中で衝突して、その間に競争が行われ、その長所が互いに学び取られていくことになるのではないかと思ひます。そういう意味でこの機会には異花受精による弁護士業務の豊穡化に寄与するのではないかと期待されます。

影響として壊滅的な打撃が加えられるのではないかと危惧が一部で語られておりますが、我が国の涉外弁護士は相当優秀な方々でありまして、そして一定のこれらの弁護士活動に対する支援のための配慮が行われるならば、十分外国の弁護士との競争相当として有力な地歩を築いていくのではないかと思ひられるわけでございます。具体的な措置としては、よく語られることに、法曹人口を充実して人的に涉外弁護士を強化していくということが望ましいことはもちろんでございますが、さらに具体策としては、比較法的な情報を整備するための一種のシンクタンク的なものを組織するということも考えられるのではないかとと思ひます。そして、この際には既に過去二十年以上におわたつて蓄積されました我が国の企業の海外における経験が活用されるべきであらうと思ひます。その意味でこれらの経験が集大成されるということも有用ではないかと思ひます。

以上、本法案は若干の問題を我が国の法律実務に投げかけ、また、依頼者との関係でも若干の問題を生ぜしめるかもしれませんが、大局的に見るとメリットがデメリットを上回つて望ましい措置ではないか、そして本法案がその正しい軌道に沿つた措置であると確信するものでございます。御清聴ありがとうございます。

○委員長(二宮文道君) どうもありがとうございます。次に、前日本弁護士連合会事務総長釘澤一郎参事人、お願いいたします。

○参事人(釘澤一郎君) ただいま御紹介にあずかりました釘澤でございます。私は、昭和五十九年の四月一日から本年三月三十一日まで日本弁護士連合会、以下日弁連と略称させていただきますが、事務総長を務めておりまして、この外国弁護士問題につきましても、この二年間終始深く関与してきたものでございます。まず最初に申し上げたいと思ひますことは、この外国弁護士問題は、我が国司法制度の一翼を担います弁護士制度の根幹にかかわります問題でこ

ざいますが、一方におきまして、弁護士を受け入
れは国内的、国際的な要請であり、しかも緊急を
要するものとなっておりますことは御案内のと
りでございます。このため、日弁連といたしまし
ては、その適正な解決を図るべく、早期の会
内合意の形成に努めてまいりましたが、会員の庄
倒の多数によって可決されました総会の議決を
経まして、ようやく本年二月に至りまして、理事
会によりまして外国弁護士制度要綱が策定され
たのでございます。

ただいま本委員会が審議賜っておりますこの外
国弁護士に関する特別措置法案は、今申し述べ
ました日弁連の制度要綱に基づいて立法されたも
のでありまして、したがって、当然のことでは
ございまして、日弁連といたしましては本法案に
全面的に賛成しているということでございます。
次に、外国弁護士問題についての日弁連の基本
的立場、またこれまでの対応と立法の必要性につ
いての認識などについて若干申し述べさせてい
たきます。

御高承のとおり、この外国弁護士問題は、昭和
四十九年に米国のニューヨーク州弁護士会から日
弁連に対し、外国弁護士を受け入れ制度を創設す
る意向があるかどうかの打診がございまして、当
初はニューヨーク州弁護士会と日弁連との間で意
見交換が行われていた問題でございまして、昭
和五十七年三月、米政府が本問題を貿易摩擦問
題の一環といたしまして、すなわちサービス業の
自由化の一つとして取り上げて以来、政府間レ
ベルの問題となつたのであります。この事態に直
面いたしました日弁連は、外国弁護士問題は自治
権を認められて日弁連が自主的に解決すべき問
題であり、日弁連の頭越し交渉を認めるべきで
はないとの基本的立場をとりまして政府の御了承
を得たのであります。自來、今日までこの基本的
立場を最大限尊重していただいていたのでござ
います。

ところで、昭和五十七年以来、日弁連会内の事
情から若干の曲折はございましたが、昭和六十

の三月の十五日の理事会におきまして、相互主義
と外国弁護士は日弁連の自治権のもとに入るとの
二原則のもとに外国弁護士を受け入れを認めるこ
と、受け入れの具体的な条件は内外の意見を参酌し
て、国内的にも国際的にも妥当とされる制度を創
設するとの第一次基本方針を決定したのでござ
います。

そして、六十一年の四月から理事会内に小委員
会を設置して、外国弁護士制度要綱の策定作業に
着手したのであります。四月二十五日に法務省から
外国弁護士制度についての検討会開催の提案があ
りまして、日弁連といたしましては、要綱策定に
当たり、この検討会における法務省の意見は国内
を代表する意見、批判として受けとめるとの方針
のもとに右提案を受け、以来、隔意のないまこと
に率直な議論、意見交換を続けてまいつたので
ございます。本年二月五日までの十カ月間に、実に
二十四回に及んでございまして、この席をかりま
して、法務省の並み並みならぬ御尽力、御協力に
対し、深甚なる謝意を表する次第でございまして、

一方、会内におきましては、この検討会におけ
る意見交換の結果を踏まえまして、随時小委員会
または理事会の審議を重ねてまいつたのでござ
います。七月の十九日には外国弁護士制度案を
表いたしました、内外の意見を参酌して検討を加
え、九月三日には外国弁護士制度要綱草案第一
案を策定、公表いたしました。各単位の意見を
も求めたのでございます。

このころから会内に総会招集の必要性を主張す
る意見が強くなつてまいりまして、十二月九日開
催の運びとなつたのでございまして、ここにおき
まして、この法務省の関係資料にもございませ
うが、「国際的法律事務の円滑・適正な処理のため
の「外国弁護士」制度の基本方針承認の件」が庄
倒の多数をもって可決されたのでございまして、

この総会議案の提案理由を見ますと、「政府は、
貿易摩擦問題解消の経済対策の一環として、七月
三〇日、市場開放のための「行動計画」を決定し、

そのなかで、本問題については、「日弁連の自主性
を尊重しつつ、次期通常国会における法律改正を
目途に、国内的にも国際的にも妥当とされる解決
を図る」とし、実現の時期として、具体的には次
期通常国会に向けて明年三月中には法案提出をす
る」という緊迫した国内外の情勢認識に立ちます
と同時に、国際交流が増大の一途をたどります現
代国際社会、また国際経済におきまして我が国が
大なる役割を担い、高い地位をも獲得するに至つ
ております今日、同様に増大する国際的法律業務
に対応する弁護士制度を整備し、これを充実、発
展させていくことが我が国の国際的責務でもある
という自覚のもとに、「外国弁護士」の我が国にお
ける業務活動をどのように認め、どのように規制
するかは、わが国の司法制度・弁護士制度と深く
かわりをもつものであり、従つて、自治権を有
する日弁連が、全国弁護士会の総意と責任において
自主的に解決すべきであるということでありま
して、この決意がこの総会に結果されたものと考
えるのであります。

なおまた、提案理由書において日弁連の基本方
針を次のように述べております。

この外国弁護士制度は、現代の国際社会にお
ける経済的・文化的交流の進展という情勢下にお
いて、法の支配とこれを基調とする世界平和
を追求すべき弁護士が、相互に自国法の実務の
実践を通じて、国際交流または国際的取引のう
ちに、公正・衡平の理念を顕現し、また経済的・
社会的及び文化的権利の擁護に資するための国
際的・相互的な法制度の一として創設するもの
である。そして、この創設に当っては、弁護士
制度は司法制度の重要な一環をなすものであり、
いづれの国においても、それぞれ固有の歴史、
文化に根ざす独自の伝統を有する制度とな
つてゐるので、この外国弁護士制度もわが国の
司法制度、弁護士制度の根幹をそこなうことな
く、これとの調和において、その内容が定めら
れるべきものである。

その後、日弁連におきましては、この総会で提
出されました疑問と意見を踏まえ、かつ年末年始
における四日にわたります合宿による法務省との
検討会を経まして、本年一月九日、外国弁護士制
度要綱草案第二次案を策定、一月二十五日の理事
会において、補正第二次案に基づく制度構想大綱
及び立法形式につきましては単独特別法とするこ
とを決定いたしました。二月六日には外国弁護士
制度要綱を、資格、名称を除き、決定いたしまし
て、翌七日にこれを法務省に提出いたしました。
その際、三月中旬も迫る日時の関係からいたしま
して、日弁連におきまして法案原案を策定した上
に現弁護士法と同様の議員立法方式とすることは
もはや不可能という考えのもとに、政府提案の立
法とされた旨をあわせて申し入れたのでござ
います。資格、名称につきましては、二月二十一日、
外国法事務弁護士と呼称することを決定したの
でございまして、

この間、法務省は立法作業を進められ、二月十
八日に日弁連は法務省からその第一次案の内示を
受け、検討会などの経過の後、三月の二十日、最
終案の内示を受けたのでございまして、

以上の経過の概要からも御理解願ふところと
存じますが、冒頭に申し上げましたように、本
法案は日弁連会内の圧倒的多数の賛同する外国
弁護士制度要綱に基づいて立法されたもので、いわ
ばこの法案は法務省と日弁連との共同作業によつて
でき上がったものと申しても過言ではないと存じ
ておるところでございまして、

なお最後に、最近の日弁連のこの問題の取り組
みについて一言申し上げます。

御案内のとおり、本法案においては日弁連の会
則に定めるところ事項が少なからずございませ
うで、これらにつき会則等を制定する必要がござ
います。そこで、三月の理事会におきまして、従
来からの外国弁護士対策委員会を改組しまして、
会長より会則等の立案方についての諮問を發し
ました。同委員会におきましては直ちに小委員会を
設けて作業に入り、五月九日には第三回目の委員

が開かれております。また、新年度に入りまして、四月十八日の第一回理事會におきまして、右委員会の審議と並行して会則等の策定準備に当たるべく、小委員会を設置することを決定し、早期に会則等の制定を完了するよう万全の体制を整えておりますことを申し上げる次第でございます。

以上で、私の説明を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○委員長(二宮文造君) どうもありがとうございます。次に、経済団体連合会国際経済部長藤澤和夫参

考人、お願いいたします。

○参考人(藤澤和夫君) それでは、本法案についての私の考え方を述べさせていただきます。

まず初めに、基本的立場と、それから検討の経緯というところを申し上げます。

外国法事務弁護士の問題につきましては、経団連としては主として法律サービスの受益者という立場から検討してまいりました。また、ガットにおける国際的なサービス貿易自由化の推進、ガット以外にOECDその他でもやっていると聞いていますが、そういった見地からこの問題に関心を抱いてまいりました。

最近におきましては、昭和五十八年の九月二十七日の経団連意見書「自由貿易体制の維持・強化に関する見解と提言」という文書におきまして、相互理解あるいは人的交流の促進という見地から、「外国弁護士に日本における弁護士事務所開設、活動を相互主義に基づいて認める等、各種の専門的資格の相互容認により交流を拡大し易くすべきである」というふうに主張をいたしております。

次いで昭和六十年、昨年の二月の二十六日に発表いたしました経団連意見書「自由貿易体制の再建・強化に関する基本的考え方」においても、人的交流の促進という立場から「欧米諸国が強く求めている外国人弁護士に日本における事務所の開設、活動については、相互主義に基づいて双方の納得の行く解決を早急にはかるべきである。」と

しております。

本年に入りまして、二月二十五日の経団連の意見書「世界経済の安定と繁栄を目指して」という題、副題で「国際社会におけるわが国の責務」と題しておりますが、その中でサービス貿易の自由化推進という見地から「わが国経済の国際化推進に伴い、外国法事務弁護士の参入は必然的方向としてこれを受けとめるべきである」と述べております。したがって、現在に至るまで経団連としては本問題の積極的推進の態度で一貫しております。

本年二月、先ほど申し上げました意見書の中で、特に「わが国経済の国際化推進に伴い」としておきまして、これは日本の金融・資本市場の自由化を含むサービス市場の自由化の進展、それから対外直接投資の拡大など、今後の我が国経済の国際化に伴う渉外的法律事務活動の需要が増大するであろうということを予定した表現でございます。また、法案提出の動きに伴い、それまで外国弁護士という表現をとっておりましたが、法案で書いておきますように外国法事務弁護士と言った方がよかつたかもしれませんが、外国法事務弁護士という表現をこれから用いております。

経団連としては、この間に、日弁連の方々あるいは法務省の担当の方々、それから外国のいろいろな弁護士などと本問題について情報あるいは意見の交換を行ってまいりました。本年四月には経済界の実務担当者ベースで法務省から法案の内容につき説明を受け、懇談をいたしております。

経済界のニーズはどの辺にあるかということをお次に述べたいと思っております。

今回の法案は渉外的法律事務に限って外国法事務士の日本における営業を認めようというものであります。かかる渉外事務は外国企業との合併、それから企業の買収、技術の提携、それから外国におけるあるいは国内における債券の発行、国際的な融資などの契約行為にかかわるものが主になるのではないかと考えられます。

我が国企業といったしましては従来から、例えば外国の中で米国に例をとれば、アンチダンピング法、それから相殺関税、アンチトラスト法その他、もろもろの我が国の輸出活動ないしは投資活動の關係で、米通商關係法規範を中心とした面において、米国人弁護士をワシントンDCもしくはカリフォルニアその他各州等で雇用してまいっております。こういった準司法的な面のサービスのほかに、一部は司法的なものもありますが、そういった面のサービスのほかに、それから立法院、行政府に対するロビイング活動というのが特にアメリカの方では非常に多いのですが、ロビイング活動、情報収集、そういったことに弁護士事務所を使うということが非常に今までも多いということには皆さん御承知のとおりと思っております。

さらに、日本の金融機関などの対外投資活動の激増、我が国産業の対外直接投資の激増などに伴いまして、このような種々の面における外国法事務士の起用が一層多面的になって、かつ増加していくというところは当然だと思っております。もちろん今までのところを見ますと、こういう需要は相手の国において相手の国の弁護士を起用して大分満たされてきているわけですが、事実、経団連のメンバー企業などに当たりますと、現在の状態、この法案ができる前までの状態では不便を感じておられるという声は余り聞かないわけでありまして、しかし、今後の経済の国際化に伴ってだんだん需要がふえてくるのではないかと気がいたします。日本を中心とした国際的な企業活動というのはほとんどふえるわけでございまして、それから今進展中の金融の国際化、自由化、そういったものが進みますと、東京がロンドン、ニューヨーク、フランクフルトなどと並ぶ、あるいはそれを凌駕する国際金融センターとして成長していくというふうなことがあります。そういったことがありまして我が国内で外国人弁護士もしくは外国法事務士のニーズが高まってくるのではないかと、そういうことで、我が国に渉外的な法律事務の本拠を置いた方が顧客にとっても法律サービスの提供

者にとってもお互いに便利であるという面もふえる傾向にあるのではないかと存じております。現実には優秀な弁護士が多数存在するということも情報集積都市としての一つの要因になつていくのではないかと存じて、ほかの国の觀察上、思われます。

我が国内の需要は、従来は我が国の法律事務所、トレーニーないしはコンサルタントの資格で法律事務に当たってきた外国人弁護士等の短期訪日のベースで活動していた方々、そういった方々によつてほとんど満たされてきたわけでありまして、今我が国にありまして外国企業は現実にいろいろ不便を感じてきたことであろうと思っております。現に欧州の企業では、特に小さな企業の方は非常に不便を感じてきたのだということを言っている人が多いようでありまして、しかし、今度の法案が通過して施行されましたら、顧客はまず日本国内の外国企業が主になっていくように觀察しております。

我が国の弁護士は、そういう需要に対しまして、日本法については非常に立派な専門的知識を持っていても、外国法についてはまだ習熟しているものは少数であるのが現状であろうと思っております。それから、それぞれのいろいろな国の外国語できちんと形の整った法律的文書を作成するということができる弁護士もごく限られた数ではないかと存じて見ます。我が国の現状では、外国法事務士の専門的知識あるいは文書作成能力などを活用するのが企業としては当然の道であると思っております。今度の法案では日本の弁護士事務所に対して外国法律事務所を雇用することを認めておりますが、これを通じて、あるいはその他のルートを通じて日本の弁護士が渉外的法律事務について一層習熟されて、全体としての法律サービスのレベルが上がることを希望いたします。日本の産業の国際競争力がかんがわつておられるということは皆御承知のとおりであると思っております。そういったことに並んでリーガルサービスの面でも国

際競争力が強められていけば非常にいいのではないかとこのように思っています。

現在ある弁護士法の法律のもとでは、弁護士事務所は法人化並びに複数事務所設置といったような問題は認められていないようであり、また、外国から法人経営の大資本法律事務所が日本に進出することに対して、非常にそういった面から危惧を抱いておられるというふうなことで聞いております。しかし、積極的に今後の日本の経済の国際化、企業の国際的活動の活発化といったことを前提といたしますならば、リーガルサービスの提供者の方の国際競争力を強化するといった面から、こういった制限についても再考の余地がありはしないかというふうな存じております。これはちよつと横道のようにありますが、付言させていただきます。

それから、将来の展望といいますが、こういうふうになるのではないかなといったような問題をちよつと述べさせていただきます。

今度の法案は、現段階としては非常によく整ったものであるというふうには拝見しております。私も一日も早く通過することを希望しております。また、在日米商會議所ですか、それからEBC、ユーロピアン・ビジネス・カウンシルというのですか、そういったところから非常な不満が述べられておいて、文書が私どもの方にも届いております。そういった点ありますが、そういった点もなるべく今後の政省令の段階でできるだけ吸収していただけるものと存じております。

さて、やや遠い将来を展望いたしますと、事態の推移によっていろいろな問題点や便法といったものが出てくるのが考えられます。例えば日本の大学においては法律教育を受けた者のほとんど、九八%が官庁あるいは企業に入っており、ごくわずか司法試験を経て弁護士になるというのが現状ですが、こういった事情もあって、むしろ企業、法務部などに、契約交渉の実務を通じて外国、特に英米の通商法等に精通し、また、たびたびの

実際の訴訟経験を経て特許法、アンチダンピング、アンチトラスト法係争などに精通した専門家が、多く生まれつつありますが、こうした人たちは我が国または外国の弁護士資格を持っていない場合が多いのでありますが、そういうふうになりますと、今度の仕組みですと定年退職後や中途転職などの場合にその専門的知識及び経験を社会のお役に立てるということが制限されるというふうな感じもいたします。

しかし、こういった問題は、外国、特にアメリカ等の弁護士事務所あるいは欧州の弁護士事務所等でも同じですが、弁護士だけでなくエコノミストなども雇用されておられるようであり、コンサルティングというふうな方に進む手もありますので、そう大きな問題ではないのかもしれないと思います。

それから次に、日本の司法試験が難しいことから、語学に堪能な青年が日本の大学を卒業した後、あるいはそれをも省略して、欧米のロースクールで勉強してアメリカその他の国の弁護士資格を取って、現地で実務を数年行つて日本に帰国して外国法事務の弁護士として業務を開始するという便法も考え得られるようであります。これは、外国人の弁護士を今度の外国法事務弁護士として予定していたのではないかとこのように拝見しておりますが、そういった事情から見ると、若干食い違ふ印象も生ずるかと思いますが、これはとりたてて日本弁護士との間の権衡を失するということにはならないのではないかと思います。

また、外国法弁護士で新しい法律の規定する実務年数の足りない者は、日本の企業あるいは在外の外国企業の法務部などにおいて社員などの形で、東京で別途サービスを提供するというふうな便法も考えられます。

いろいろのことを御参考までに申し上げましたが、それともいづれも可能性の分野の問題でありまして、私どもとしては基本的に、どんな形をとつても多様なサービスというものを競争的に提供していただく形の方がお互いに技量の向上が期待で

きるものというふうに信じております。

最後に、この法案は基本的に相互主義という立場で書かれておりますが、経団連としては、前二回の意見書におきましては相互主義の見地をとっておりましたが、本年の意見書ではその文言が取れております。これは他意はございませんで、相互主義について物の貿易の分野でもいろいろな経験を踏ままして、これが果たして交渉の準則としていいものかどうか、あるいは結果の公平さをはかる尺度としていいものであるかということについて私どもは今のところ必ずしも自信が持てないという理由によるものであります。

御高承のように、ガットにおきましては、内国民待遇と最恵国待遇ということ貿易全体を律すべき基本原則として採用いたしております。相互主義につきましましては、各交渉における全体的相互利益の均等を図っているということで個別分野での相互主義というものを排除してまいつたわけでございます。したがって、これからガット交渉が本格化していく、あるいはサービス貿易についてのガット交渉が本格化していくというふうな段階で、これはガット交渉があるいはOECDにおける交渉によるかまだわかりませんが、いずれにしても国際交渉が本格化していくという段階で、相互主義を主とした態度で臨むべきだと主張するところまで私どもとしては踏み切れないというところでございます。もちろん、法務省がこの問題で相互主義の立場で応ずべきだと判断されたこといたしましたも、それはまた別問題でございます。

以上、いろいろ申し上げましたが、これら単なる可能性の問題として申し上げた点を含めまして、今後実際の事態の発展を数年間見てみまして再び見直すようになるのではないかと思います。現在の時点で見るとこの法案は望ましい方向にあると思ひまして、一日も早く成立することを強く期待しております。

○委員長(高文造君) どうもありがとうございます。

ました。

以上で参考人各位の御意見の陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○寺田熊雄君 大変有益なお話を承りまして喜んでおります。

この法案が日弁連の制度要綱に基づいて法務省が立案された、それで釘澤参考人からも法務省の努力を多とするというようなお話がございました。私ども、法務関係の法案を審議する場合には、日弁連の意思を全く無視したような法案はちよつと通しにくいので、常々、法務省当局にも日弁連の意向を極力尊重してほしいという要望を今までも出してまいりました。そういう見地からいいますと、今回の法案につきましては日弁連と法務省との呼吸が完全に合致した、その結果、何か法務省と日弁連との蜜月関係といえますか、そういうふうなものさえも感ぜられるのでありまして、これは一面におきまして大変喜ばしいことのようにも思うのであります。

私ども、四十年代の後半には、日弁連と最高裁との間のすさまじい対立を経験しております。これは、特定の司法修習生の任官の問題であるとかあるいは特定の判事補の再任問題であるとか、そういうことをめぐりまして、今から考えましても、本当にその当時は日弁連と最高裁との間の対立が厳しかったんです。そして、日弁連のそのときには渡部会長の就任披露宴で、理事会の論議が沸騰いたしまして就任披露宴の開始時刻をおくられて、帝国ホテルへ行つてみますと、もう石田最高裁長官初め、お客さんがばくばく料理を食べておるといふような大変格好の悪い現象が起きました。私見でありますが、石田さんと渡部さんがその食事の間一言も会話を交えないというふうな状態であつたんですね。石田さんは、法務省それから最高裁、日弁連がそれぞれ分を守りというふうなことを言つて、余り最高裁のことに日弁連は口出しをしてくれないというふうな、相手の目に指

を突つ込むようなあいさつをなさるというような現象さえもあつたわけでありませう。

それが終わりますと、法務省と日弁連が弁護人抜き法で厳しい対立を来しまして、今度は法務省と日弁連との間の空気が険悪になった。最近でもやはり刑法の改正でありますとか監獄法の改正らしい対立があつたりしましたので、それだけに、この法で法務省と日弁連の呼吸が完全に合致したことは大変喜ばしいことであります。また、今までの歴史にかながみて珍らかなことであるというふうな印象を持ったわけでありませう。

ですから、日弁連の意向が完全に盛られたかどうかというふうな点が質問に当然出るはずなんですけれども、この制度要綱を見ますと、ほとんどその法案の内容と変わっておりません。したがって、日弁連の意向は完全にこの法案に取り込まれてあります。また法務省の方も、この法案を成立させることによって、法的なサービス業務の自由化を求める外圧といえますが、欧米の強烈な要求を満たし得るということにもなり、そういう意味では点を稼ぐといえますが、時代の要求にマッチされるということになつたわけで、大変結構なことだと思ふんです。殊に我々法律家から見ますと、法律業務というのが非常に今専門化を求められておりますが、外国法の適用ということにも関する分野では、こういうエキスパートを日本にどんな取り込んで専門的な知識の活用というものを充足させていくことは大変利点があるわけでありませう。そういう意味で我々としても大変結構なことであると思ふのであります。

しかし一、二点はやはり疑問に思ふのは、外国の法律家というものは、今、小島先生ですか、ビジネス的な、ビジネスマンとしての性格が強いというふうなお話がありました。それで、これは釘澤参考人にお伺ひしたいんですが、そのビジネス的な要求から申しますと、広告の問題が日弁連でも強く求められておりますね。そういう面につ

いて、外国から参ります外国法事務弁護士の習性といひますか、それから来る広告の要求と日弁連の伝統的な品位を保持するという要求がありませうが、そういうものとは完全にマッチできませんでしようか。

それからもう一つは、報酬の問題がありますね。私も、外国、アメリカの弁護士の事件を処理する場合の報酬の取り方なんというもので、あつと思うような問題があります。例えば成功報酬、成功したら五割取つてしまふというふうなこともあるのだというふうな、これは当事者の契約に任されておるのでしょうか、そういう面の規制というものはこれからどういうふうにお考えになつていらつしやるのでしょうか。その点を釘澤参考人にお伺ひしたいと思ふんです。

それから、横澤参考人にお伺ひします。大変おもしろいお話を承つたんですが、結局この外国法事務弁護士のクライアントといひますか、ユーザといひますか、需要家と思ひますか、これがやはり大企業が主要なものになるのでしょうか。経団連としましてはそういうふうに見ていらつしやるのでしょうか。余り国内の企業はそれほどこういう制度を強く求めていたわけではないんだ、むしろ需要というのは日本における外国の企業なんだというお話もありましたね。そういう点。

それから、今大変興味を持ったのは、相互主義についての疑問を提示されましたね。これは、私どもがこの法案の前はこの委員会でも審査をいたしました扶養義務の準拠法に関する法律に関連しまして、扶養義務の準拠法に関する条約の中に相互主義を設ける規定が盛り込まれてあつたわけですが、これは一定の経済的な弱者である扶養権利者を救済するためにはもうそういうふうなものをかなぐり捨てることが正義といひますか、公平といひますか、そういう要請を満たすのだというふうな立場であつたのだらうと思ふんですけれども、あなたが相互主義に対する疑問を提示された点、これは経済の分野でそういう経済的な欲求

からおつちやつたのでしようから、もうちょっとその点を御説明いただけますか。

それから、横澤参考人のお話の中で弁護士業務の法人化の問題をちょっと触れられましたが、釘澤参考人に、これはどういうふうな私ども考えたらいひのか、日弁連においての御経験深いところからちよつと御意見聞かしていただきたいと思ふんです。

まずそれだけ、とりあえずお尋ねします。

○参考人(釘澤一郎君) それでは、寺田先生からの御質問の第一、広告問題という関係のことをお答えいたします。

日弁連におきましても個人広告をある一定の条件、制限のもとに許すという方向での検討を続けておりました。昨年の総会では、執行部が提案いたしましたそのような会則関係の議案が承認されないうで継続扱いになつてしまひましたけれども、個人広告をある程度許すということは、その利用をなさる国民、消費者の方々の知る権利とかかわりのございいます問題でございまして、認めるのが当然であらうというふうに考えております。ただ、その細かい内容の点で意見が食い違つたために執行部提案のものが承認されなかつたわけでございますが、この外国弁護士を受け入れに關連いたしまして、外国弁護士、特にアメリカあるいはイギリスのソリシターにおきましては広告が許されておりますので、当然に關連してこの問題が起るだらうというところは予想しておりました。外国弁護士に關する会内の会則等を整備する際に、日本の弁護士及び外国法事務弁護士の適用されるやはり広告に關する規制をする規定を設けるといふことを予定しております。一定範囲内では許すという方向であらうと考えております。

したがひまして、御懸念のようなことはまずなからうかと思つておりますし、私の若干存じておりますところからいひますと、アメリカにおきましても弁護士の一〇%ないし一二、三%が広告をするといふことでございませうけれども、むしろ大企業なり企業活動にかかわる大ローファームの

弁護士の方々は広告はしないそうでございまして、やはり最高裁判所の判決で出ましたように、リーガルクリニクといふことでむしろ個人の細かい仕事をしあへる方々の方が広告の必要があり、かつ広告をしておられるようでございまして、日本では大ローファームの弁護士が見えるようでございまして、さほど広告問題では心配はいたしております。若干の問題はあろうかと思ひますので、それは会則等を整備する予定でございませう。

それから、報酬問題でございませうが、これまた外国法事務弁護士は訴訟活動を認めないわけにございまして、日本の報酬規程は主として裁判所関係の訴訟行為報酬が主でございませう。それ以外は時間制が採用されております。アメリカの弁護士は、今申しましたように訴訟活動ができませんとなると、主として時間制の報酬を取られるだらう。時間制の報酬につきましては一時間幾ら以上といふことでございませうので、それ以上は青天井でございませうし、自由契約が許されておるといふことで、これもさほどの問題は起こらないと思ひますが、これまた別途外国法事務弁護士の報酬規程にかかわる規定を日弁連では用意する予定でございませう。

それから、日本の弁護士の法人化の問題でございませうが、これは日弁連でまだ十分な検討は済んでおりませうので、日弁連の意見とまでは申し上げられませうけれども、外国法弁護士が入る入らないにかかわらず、まあ医師につきましてはたつた一人の法人さえ認められる状況でございませうが、やはりプロフェッションといひましては、先ほど経団連の方も言われたように、日本の弁護士が訴訟活動以外の業務をさらにすぐれたものにするためには法人化したしまして内部保留を認めたいだくようなことにはいたしまして、物的、人的設備を拡充するといふ手段として法人化が望ましい、法人化を認めていただきたいという声が強くなつておりますことを申し上げておきます。以上でございませう。

○参考人(藤澤和夫君) 私の方に対するお尋ねは、需要の大宗が国内の大企業であるかどうかというところが一点あったと思いますが、大企業の方は従来いろいろな使法といいますが、外国においては例えば大企業がニューヨークもしくはカリフォルニアあるいはワシントンDC、そういったところで外国のローファームを雇うという事で足りてきたわけですね。それから、国内あるいは駐在の自分の法務部あるいは法規部といったところの優秀な職員、こういった者がかなりインハウスのリガルサービスを行ってきたということがあります。それから、日本でこれまでトレーニーというふうな形で活動してきた外国人の弁護士、そういった者を使うということもこれまでやってきたわけですね。

そんなことで、今度のような玄関があかなくとも、いろいろ考えてやってきたわけですから、そんなに切実に感じてきたということではあります。経団連の方でも、何とかこの外国人弁護士法が通つてもらいたいんだ、そうでないといふ企業活動はもういつちもさつちもいかなんだというふうな切迫した空気で通つて臨んできているわけではあります。

ただ、今後はわかりません。今後の経済活動の一層の国際化、それから金融サービス、資本市場、そういったものの自由化、国際化、そういったものを視野に入れますと、今後はやはり東京で外国法事務弁護士があつた方がよいと、現実にはいろいろ使つてみようかという企業がふえるのではないかと、そういうふうにも思われます。将来のことですから、そうはつきりまだ確信を持って言うことはできません。

ヨーロッパを中心とした企業、それからアメリカ企業の一部、そういったところは非常に切迫した感じでもって我々に言つておられて、とにかく自分の国の弁護士あるいはほかの国の弁護士でもいいんですが、そういったところがないと非常に助かると、今のうちに、隠れキリシタンということはありませんが、何か隠れみのを着たような

活動をしているのじゃなくて、正々堂々という活動できるのだとありがたいたがごと、そういった制度ができるというのがあるというふうな希望を前から言つてきたわけですね。そういったことを我々は聞いてきたということですね。

したがって、国内の日本の企業のうち大企業が必要になるかという点は、必ずしも大企業が大企業もありますが、むしろ中堅企業あるいは中小企業というところで、外国に自分の法務部等を駐在させて外国の事情、法的なデベロプメントあるいは情報収集、それから外国における競争、そういったものの処理に当たるといふことができない企業、あるいは外国で外国の法律事務所を雇うだけの資力がなくて、ここにいてるのであればこちらの方にいるのを使おうというふうなところが中小企業あるいは中堅企業というところが多くなるのではないかなという気もいたします。しかし、いづれにしろその確信を持って申し上げるようなことではあります。

相互主義の問題、これは、私の先ほど申し上げましたのは否足らずであつたかもしれませんが、これまでの経団連の意見に比べて、今回の経団連の意見が相互主義というところを、文言を落としているということについての説明をしたわけですね。この法案に含まれた相互主義という考え方に疑問を呈したわけではあります。経団連としては相互主義の見地からサービス貿易に対処しようというふうな、一般的な交渉原則あるいは結果の平等性あるいは公正性をはかる尺度として相互主義を使うべきであるというふうな経団連が立場をとっているというふうな広く受けとられるという自分の手を縛ることにほしくないかというので、まだ自信が持てないという状況であります。

先ほど申し上げましたように、ガットにいたしましてもOECDにいたしましても大体、内国民待遇あるいは最恵国待遇というものを根幹としておりますから、そこに個別の問題についての相互主義というのが入っていないということを前提と

いたしますと、その見地からいたしますと、今全体のことを律する準則として経団連がそれを取り上げたくないということだけであります。この外国法事務弁護士の分野において相互主義でいいか悪いかというものは別問題であるということは、先ほど私が冒頭の陳述で申し上げたとおりです。

○寺田熊雄君 大変ありがとうございます。参考になりました。

それから、今の相互主義の問題で小島参考人の御意見を承れば大変ありがたいと思うんです。

それからもう一つ、絶えず私どもがこの法案の審議に当たりまして少しどうかと思うのは、外国法事務弁護士に対する職務範囲の絞り方なものであります。少し厳し過ぎる点はないかなというふうな考えを持っております。それで、特に第四十九条の「外国法事務弁護士は、弁護士を雇用してはならない」、これは第一項であります。第二項「組合契約その他の契約により、特定の弁護士と法律事務所を行うことを目的とする共同の事業」を営むようなことはしてはいけないというふうな規定が二項にありますが、これについてどうお考えになりますか。小島参考人にその二つの点をおっしゃつていただくと大変ありがたいと思うんですが、まずその点でちょっと。

○参考人(小島武司君) ただいまの第一点、相互主義の点でございしますが、相互主義をとつた場合に、結局、その結果サービスが受けられなくなるのは一般の利用者ということになりますので、そこに問題がございします。

ただ、この法案に限って申しますと、弁護士の利益にもかかわつておられて、弁護士は極めて影響力の大きな政治集団でもございしますので、相互主義が採用された結果、外国の弁護士が外国において門戸を開放する方向に向けて活発なロビーイング活動などをする可能性が大いにあると思ひます。

そう考えますと、究極的には、その結果外国の依頼者も恩恵にあずかることであらう。ですから、一見間接的に不利益なように見えて、実は実

際的な効果という点から考えますと、あるいは相互主義が門戸開放、国際交流の促進ということに役立つかもしれない。しかし、それは可能性でございしますので、どちらとも断言できませんが、一応のあるべき一つの選択として、この分野に限っては妥当性を否定できないのではないかと、そういうふうな考えを持っております。

それから、第二点の職務範囲の絞り方でございますけれども、これは確かに大きな問題でございまして、活発な法的サービスの提供ということから見ますと、この点がネックになつてくるおそれが多分にございします。ただ、本法案は新しい制度を未知の領域において導入したわけではございませんので、実績を見ながら、究極的に依頼者のニーズが満たされるか否かを注意深く観察して、今後調整が必要であれば調整をしていくということにするならば、慎重な第一歩としてはあり得る選択ではないかと、そういうふうな考えを持っております。

○寺田熊雄君 最後にお尋ねしたいのは、これはもう衆議院でも大変問題になつたようでありまして、日本の法曹人口をもう少しとふやすべきではないか。殊に民事訴訟法学者の三ヶ月さんが衆議院ではそれを強く御主張になつたようでありまして、これは今どう言ひますか、昔は司法科の試験と、こう言ひましたが、この試験制度のあり方とか、あるいは司法修習生に対する日本の財政支出ですか、一般会計から出ているというふうなものからくる制約というふうなものもあるようでありまして、けれども、法曹人口をもう少しとふやせ、今は少なきに失するぞと、こういう問題に対しての御意見を小島参考人と釘澤参考人、お二方にちょっと承りたいと思ひます。これを最後に終わります。

○参考人(小島武司君) ただいまの法曹人口につきましては、多くの方が考えておられますように、私も現在の数字、一万三千程度は十分ではないかと思つております。とりわけ弁護士の方々は難しい試験を長年勉強されて合格され、そして業務を始められますと、どうしても独立して業務

を行いたいという強い希望がございまして、なかなか大きなチームの一員として専門的な分野をこなして共同作業をするということを生行うというところに抵抗があるようでございます。ですから、ある程度数をふやしていきまないと、そういうチームワークを生続けてもよいという弁護士の方はふえてこないのではないかとこのように考えられるわけでありまして。

問題は、ふやせという声はいろいろなところから上がっておりまして、財政上の問題がございまして、これは大変難しい問題であろうかと思ひますが、これは発想いかんでは財政上の問題を解決する道がございまして、今後この点について、法曹人口を増加すべきであるということにコンセンサスが得られるならばいろいろな道があるわけございまして、当面二万人ぐらいの目標を立てまして、これを実現するのは困難ではないと思ひます。そして、この程度の増員をしても決して弁護士の質が下がるということはないように思ひます。むしろ数がふえることによって競争が活性化し、そしてチームワークによる専門的な業務が発展いたしますから、弁護士業務全体として提供し得る法的サービスの質は向上する可能性があるのではないかと、そういうふうにお思われるわけございまして。

ただ問題は、現在の弁護士業務の状況を考えますと、一面において弁護士による法的サービスの供給量が不足しておるといふ声がありますが、他面において弁護士業務が経済的な困難に直面しているという声もございまして。この問題をどう考えるかというところは、今後弁護士会の内部でも十分討議を尽くしていただく必要がありましようし、また外部からもこの問題についての確かな指摘をしていく必要があるのではないかと思ひます。特に現在我が国の弁護士業務というのは伝統的な型に属しておりまして、その弁護士業務の活動形態が外国弁護士に進出などによって部分的に変わって、また競争が激しくなることによって活動が積極化し、活性化してくるならば、むしろ弁護士業務の総量はまだまだ拡大していく余地があるのではないかと、まだ未開拓の分野が相当残されているのではないかとこのように思ひます。

要するに、現在弁護士業務として顕在化している法的需要というものは潜在的ニーズの一部にすぎないものであつて、この点、業務のあり方いかんでは弁護士活動の対象となる領域は相当拡大していくのではないかと、そんなふうには私個人としては考えております。

○参考人(釘澤一郎君) 法曹人口の問題、殊に私、弁護士でございまして、弁護士人口に若干限定して申し上げますと、日弁連の会員といひますか、日本の弁護士は、弁護士である人口をふやさない方がいいという意見が従来から圧倒的に強かつたわけございまして、昭和三十三年の臨時司法制度調査会の意見書においても、学者あるいは裁判所の方々からはそのような意見が表明されておりましたけれども、弁護士会あるいは弁護士会の委員はそれに反対をしておつたわけございまして。そのような状況はかなり今日まで続いているというふうに見られないこともないわけございまして、極端に意見が分かれる状況にございまして。

ふやさない方がいいというのは、今小島先生も言われましたけれども、やはり弁護士の業務のバイが少なく、従来からやつていた仕事の範囲内で物を考えておるわけございまして、やはり仕事にあふれるというか、生活に困窮する者がいることは事実でございます。しかし一方では、このような渉外的な事務以外の非訴訟活動の重要性、あるいは消費者問題その他いろいろ少額事件など、内容的には大きくはないけれども、時間を要することで弁護士の手が足りないという部分もございまして。そういうことから、法曹人口、特に弁護士人口をもう少しふやさなければならぬいだらうという声が強くなつてきているという事実はございまして、相半ばするというように私自身は考えております。

私自身は法曹人口をもつとふやすべきだと個人的には考えておりますし、専門家の見るような法律雑誌にはそのようなことを私書いたこともございまして、けれども、非常に難しい問題として、日弁連では結論が簡単に出ない問題と言つてよろしいかと考えております。

○寺田熊雄君 どうもありがとうございます。

○委員長(二宮文道君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、林道君及び藤田正明君が委員を辞任され、その補欠として岡野裕君及び宮田輝君がそれぞれ選任されました。

○飯田忠雄君 お三方の先生に御質問を申し上げますが、本日は四つの点で御尋ねをいたしたいと思ひます。第一は、外国法サービスの自由化の問題であります。それから、第二が先ほど問題になりました相互主義の問題。第三が共同経営禁止の問題。第四が、これは全部のお方ではないと思ひますが、弁護士会でどういふことが実際には問題となつたか。この四つの問題で順次御尋ねを申し上げます。

まず最初の、外国法サービスの自由化の問題につきまして、先ほど小島先生とかそれから藤澤先生からお話がございました。現在、世界各地で各種の法律問題を取り上げる必要が生じておる、異種サービスの共存の時代になつた、企業の国際化という問題、これは今日の姿であるが、殊にガッツト交渉では、個別分野では相互主義を排除してきておるし、それぞれ外国法弁護士に対してその制度を取り入れる状況にある、そういうお話がございました。

そこでお尋ねをいたしますが、外国法サービスというものは今日の企業の国際化に伴ひまして必要不可欠なものである、これが貿易摩擦との関係で外国法サービスの自由化ということが言われたのだらうと思ひますが、そういうことが今日の必要性であるということになりますと、そのような

方向へ向かつて弁護士法の改正がなされるべきではなかつたか。今度は弁護士法改正ではなくて、これは特別法でございまして、外国法弁護士の法律についてもその基本線がやはり背景にあるのが筋ではなかつたかと、こういうふうにお考えられるわけございまして、実際にはそうはいつていない。こういう問題につきましてどのようにお考えになるかということでございます。特に小島先生それから藤澤先生は御異論があるように思ひますので、お伺いをする次第でございます。

○参考人(小島武司君) ただいまの御質問、我が国の弁護士業務の自由化を推進すべきであるという前提に立つて、どのような具体的な方策をとるべきか、またその必要はどこにあるかというようなことについてお答えすればよろしうございまして、さうでございます。

弁護士サービスの国際化ということは、伝統的な意味でのサービスのニーズが存在するということと並んで、最近少し新しい状況も生まれてくるのではないかとこのように考えるわけございまして。特に弁護士業務の基本的な内容につきましては、日本ないしはドイツなどに見られる比較的消極、慎重にリーガルオペレーションだけを出していくという限定的な業務の仕方と、時としてビジネスジャッジメントも含めた積極的かつ包括的な法的サービスを提供しようとするアメリカを中心とした弁護士業務のスタイル、こういう二つのものがあるかと思ひます。

私が日ごろ接触しております実務界の方々、特に企業の方々も多いわけですが、やはり今後の弁護士に期待するものはアメリカ型の相当包括的で積極的なサービスであると、そういうことになりましたと、やはり間接的に日本の涉外弁護士を通じて外国の弁護士からリーガルオペレーションをとるというふうなことで不十分でありまして、企業の中核のございまして例えば東京において外国の弁護士とひざを交えて討議しながら法律的な戦略を考え、そしてまた法的な創造的な枠組みをつくり出していくというふうなことが必要になつてくるの

ではないかと思ひます。そういう意味で、弁護士
の法的サービスの自由化というのは極めて必要な
ことになっているものであると思はれるわけでござ
います。

また、そういう観点からしますと、相互主義と
いうのは一つの制約と考えられます。しかし、こ
れは世界の法律の世界においてはいろいろなどと
るで伝統的に採用されてきた方針でありますの
で、その点で、これをせむこの際には排除しなけれ
ばならないという強い論拠があるわけではない。
そういう意味で消極的な是認と申しますか、それ
が私の考えでございます。あとは世界各國の国
際的な協力体制にまつて弁護士業務の自由化が今
後開けていくと期待するほかにはないかと思われ
ます。

○参考人(藤澤和夫) 今の小島参考人の御意見
にそう変わったことをつけ加えることはございま
せんが、外国法事務弁護士のみならず、もっと広
い分野で自由化してどうかというふうなお尋ね
であるとすると、それについてはさらに国民
的な議論がもう少し必要なのではないかという感
じがいたします。その段階になりまして、その
問題として提起されました、そういうのは主と
して市場が判断する、マーケットが判断するも
の。あるいはいろいろな弁護士の質の問題につ
いては世論の風、社会の風というものに、もつと長
目で見、信頼を置いてもいいのではないかと。弁
護士というのは社会の中で孤立した存在ではなく
て社会の目にさらされているわけですから、そう
いった目を信頼していいのではないかとというふう
に思ひます。

それで、そういうのに需要があるか、あるいは
外国法事務弁護士に需要があるかという御疑問で
あれば、それはやはりどのぐらいの値段でサービ
スが提供されるのかわかりません。どのぐらいの
クオリティーの人が来るのかわかりません。そう
いったことで、今企業の方では、これから進出し
てくる外国法事務弁護士を使うか使わないかは値
段と品質によるということでございます。外国に

行つて外国の法律事務所を雇うか、あるいは自分
のところの法規部、法務部というものである程度
その分を満たすか、そういったいろいろなことを比
較して考えるのが企業の方でありますから、そこ
ら辺は相手の、相手といひますか、サービスの提
供者の方がどういう態度に出るかがまだよくわか
らないというところであります。

いろいろこの問題を考えるときに、だんだんア
メリカのような社会になつてしまふのは困るから
という御議論の方向から議論される方が多いの
は、私も承知しております。訴訟の多いアメリカ
のようになつては困る。リチアスソサエティー
といひますか、訴訟好きな社会といふものになつ
ては困るというのを、日弁連さんの方から随
分そういう御意見を伺ひました。今次の法案に限
れば、余りそこまで心配する必要はないように思
つておりますが、やがて日本の経済が一層国際化
されて、外国人が日本であるいは日本人が外国で
活動が拡大するにつれまして、価値基準の異なる
当事者といふものが同じ社会の中で利害を異にし
てぶつかる機会がふえてくるというのは当然であ
ると思ひます。これらがすべて日本人同士の場合
のように、話し合いあるいは行政の介入あるいは
泣き寝入りという形で片がつくものとは想定して
おりません。価値観の違う者同士の争いというの
は裁判所で決着がつけられるというふうな方向
は、将来の我が国社会の姿として一つの必然的傾
向ではないかというふうにお尋ねしております。お答
えになつておるかどうかわかりませんが……

○飯田忠雄君 この問題に関連しましてまた後で
御質問申し上げますが、その前に相互主義につ
いて少しお尋ねをいたしたいと思ひます。
相互主義につきましては、憲法の二十二条との
関係、職業選択の自由との関係で問題があるの
ではないか。これは我が国における外国人について
はひとしく適用になる憲法問題でありますので、し
たがいまして我が国で相互主義をとるといふこと
は問題ではないかということが一つござひます。
これは小島先生にお尋ねするわけで。

それから次に、企業の国際化との関係で、一体
相互主義といふことは正しいかどうかという問題
でございます。先ほどもお話がござひましたが、
多様なサービスを競争的に得ることが望ましい、
外国弁護士の内業務といふものについては十分
これを活用したいというお話がござひました。
そういう関係が申しますと、保護主義をとつた
り相互主義をとつたりすることは矛盾するのでは
ないか、今日の企業の要求に反するのではない
か、こういう問題がござひます。この二点につ
きまして、それぞれの先生方のお話を承りたいと思
ひます。

○参考人(小島武司君) この相互主義等をとるこ
とが職業選択の自由等の関係で問題があるのでは
ないかという御指摘でございますけれども、リー
ガルプロフェッションといふのは、その名の示す
とおり特別の職でござひまして、高度の専門知識
と適切な人格的資質を必要といたします。これが
我が国の法律が採用した基本的な政策でございま
す。ただ、この政策がいかなる国でも妥当する絶
対のものかといふことになりまして、確かに問題
がござひまして、国によつては、法律事務を行う
のは、法律専門家に限らず、一般の市民もこれを
自由になし得るという建前をとつておりますし、
また同一の国家であつても歴史の流れの中でその
政策を幾たびか変えております。

そこで、例えばアメリカについて見ますと、一
時アメリカではジャクソニアデモクラシーとい
ふことで、民衆の権利といふものを非常に重視
いたしまして、そこでは専門職制度についても相当
限定的な否定的な見方がなされ、裁判官になる
者、弁護士として活動する者についても広く市民
に道を開くべきであるという考え方が強くなつた
わけでございます。

そういうことで、時と所によりこの基本的な政
策に違いはござひますけれども、現在の世界の有
力な国々は、徐々にではありますが、リーガル
プロフェッションに関する限り高度の資格が必要で
あるという方向に流れておりまして、利用者であ

る市民の権利を守り、これらの者に良質の法的サ
ービスを提供するといふ公益的な目的のために、
職業選択の自由もその限りで制限されざるを得な
いと考えられているのではなからうかと思ひま
す。

いかなる者ももちろん司法試験を受けることは
できるわけであります。これを通じて専門家と
して活動するといふことでござひます。そうなり
ますと、外国弁護士の場合にはその資格をどう解
すべきかといふことになつてまいりまして、医師
の活動のような普遍的な技術内容を持つておりま
すのはできるだけこれは世界共通に開いていつた
方がいいという考え方が強いように思ひます
が、法律の場合には各國の法制が異なりますの
で、国境を境にしてその資格の有効性が終つる
といふことにならうかと思ひます。

そして、外国の専門家に例へば我が国の外国法
業務といふようなものを許すといふことになりま
すと、それは特別の立法的措置であり、立法者の
選択であるといふように考えることもできるの
ではないか。これは、私は憲法の専門家でございま
せんので、憲法との関係ではなお問題もあるう
かと思ひますけれども、従来の考え方ですとそのよ
うに解されるのではないかと思はれるわけであり
ます。

○参考人(釘澤一郎君) 大変難しい御質問に存じ
ますが、結論的には、小島参考人が申されました
ように、この法案で相互主義をとることと我が国
の憲法の職業選択の自由との関係におきましては
憲法に違反するものはないと考えるわけでござ
ひますが、今回受け入れる外国法事務弁護士は日本
の弁護士に同質のものでござひまして、日本の弁
護士自身が国家試験を受けてそれに合格した者が
なるわけでござひまして、弁護士に限らず、日本
の公認会計士、税理士、弁理士すべて国家資格で
ござひまして、そのような国家資格をある一定の
範囲内で認めることはやはりその国の立法政策に
よるわけでござひまして、職業選択の自由は弁護
士自身が違反しないと同一ように、この法案で相

相互主義をとることは憲法に違反しないと考える次第でございます。

相互主義は、法律的な観点からいいますと、アメリカの場合に例をとりまして、日本全国とアメリカの各州という対応関係になるわけでございますけれども、やはり一つの国家といたしまして平等公平であるということから、日本全体とアメリカ一州というのはやはり公平を欠くのではないかと。アメリカがよく使う最近の言葉ではフェアではないというように考えて、この制度を政治的あるいは政策的な考え方から採用して制度要綱に取り入れたわけでございます。

たまたま、一九七一年になるかと思いますが、フランスにおきましてコンセイユ・ジュリディックという制度を法定化したしました。その際、やはりフランスにおきましても相互主義のもとに各国の弁護士資格のある者を自国内において、その外国の、日本の弁護士なら日本の弁護士という名称のもとに活動を認めている制度を創設いたしておりますが、こゝでも相互主義がとられているという点を参考に申し上げます。

以上でございます。

○参考人(横澤和夫君) 第一点の憲法違反ではないかという問題ですが、相互主義につきましても、サービス貿易の範囲ですと銀行法で、日本における外国銀行の支店設置等については相互主義で臨むのだということがたしか銀行法でうたわれていると思いますが、それが法制局で認められている限りこれは憲法違反ではないというふうに解しているのではないかと思います。

次に、企業の国際化上、相互主義が正しいかどうかという問題と、それからその方が便利かどうかという問題と、二つの要素があると思ひますが、私が先ほど申し上げました相互主義の問題については、全体のサービス貿易において相互主義が原則として取り上げられることが正しいかどうかについて私どもには疑念がある。要するに、内国民待遇、最恵国待遇というこれまでの国際ルールあるいは二国間の通商航海条約、そういったも

ので認められた点をさらに出て、相互主義というものまで一般原則として認めてしまうのはどうかという点に疑念を呈したわけで、この一つ一つの分野についてどうかというお尋ねであれば、これまでの経緯、昨年から経緯、アクションプログラム、そういった点に至るまでの経緯から見ても、今回のこういう法案の基本的態度はやむを得なかったものと判断いたしております。

また、今回の考え方は、相互主義というものをここに使つて、特にアメリカに対して各州の市場を開放せよという態度に出るということが予測されておりました。現にそういう交渉をしていると思ひますが、そういった相互主義を使つて世界のサービス市場における自由な度合いを高めるといふふうに使つていふふうには私も理解しております。そういった理解のもとであれば正しい方向にベクトルが向いているなというふうに思ひますので、この場合は相互主義でもやむを得ないのではないかと、あるいはそれなりのメリットがあるのではないかとこのように判断いたします。

○飯田忠雄君 今の相互主義についての質問の仕方がちよつとまずかつたので御無礼いたしました。

例えばアメリカの各州は、民事法ですが、法律を持つております。例えばニューヨーク州あたりでは日本の弁護士も認めておるようですが、しかばミシガン州ではどうかというところになつてまいりますと、もしここで認めていけばいいのですが、認めていないということになると、相互主義をとりますというところ、ミシガン大学で勉強した日本の学生は向こうの資格をとつて日本に帰つてきてもできないが、ニューヨークの大学を出た人はできるということになると、職業選択の自由を憲法が保障しているにもかかわらず、やはりそこに法律で相互主義をとることによつてそれを阻害することになるのではないかと、こういうような意味で実はお尋ねをいたしたわけでございまして、それで、そういう点についてお話を願ひたいわけですが。

それからもう一つは、相互主義をとりますと多くの外国法のサービスが受けられなくなるのじゃないか。日本の企業は、現在世界各國の方に手を伸ばしまして貿易をやつておる、この場合に、世界各國の外国法のサービスを受けなければならぬいかなない場合が多いのではないかと。ところが現在、外国で日本の弁護士を受け入れておるのはほんのわずかに過ぎないことになりまして、実際の運用の上におきまして、せつかくの外国法事務弁護士法ができたにもかかわらず、企業の国際化という問題にそぐわないことになりはしないかということがあるわけですが。

それから、相互主義をとつた理由が、外国が日本の弁護士を受け入れないので、これを受け入れさせるためにやるのだと、こういう御議論があつたんですが、これはむしろ逆ではないか。日本が自由化することによつて、外国に対しては日本に倣えということをお願いするのではないかと。例えばアメリカの各州に対してはそういう見方もあるわけなんです、この三点につきましてもこのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○参考人(小島武司君) アメリカの場合、現在外国法サービスについては、弁護士による外国法サービスを許容している州は非常に限定されているようでありまして、そして、その結果として、外国人弁護士にとつてはこの州の法律を学んだかによつて日本でプラクティスができたりできなかったりするという不公平が生じてまいります。しかし、これは相互主義をとる以上はやむを得ざる結果ではないかと思ひます。ただ、アメリカでは、先ほど例に出されましたミシガンではたしか外国法サービスも許容するようになっていゝと思ひますけれども、それは別として、ミシガンの例で申しますと、ミシガンで資格をとりますと、ミシガン州の法律というのは大体全米に通用する法律と内容的には基本的部分において同じであります。ただいろいろの特性があるというだけでございまして、ミシガン州で合格した者は他の州で数週間の講習を受けて試験を受けましたら容易

に合格するようでございます。そういう意味で、実際上はこの制限はそれほど実質的な制限にはならない。別の言い方をすれば、余り歯どめにならないということではないかと思ひます。

そして、先ほどちよつと申し忘れたわけでございしますけれども、相互主義の意味内容の理解から申しますと、確かに連邦制国家についての適用が問題でございます。相互主義をとる以上は、その活動範囲の公平、バランスというものをある程度確保する必要がありますので、主要な州において外国法サービスへの道が開かれていゝ必要があると思ひますが、同時に、連邦制国家の場合、企業だけではない一般の利用者ということもございします。で、地域的にもある程度のアクセス可能な州での開放ということが望ましいのではないかと考えております。

それから、企業にとつて、このような相互主義をとる結果、不利益は生じないかという問題でございますけれども、これは私の経験範囲を超える面もあつて、正しい的確な答えをすることができないかもしませんが、不便ということが生ずるだらうと思ひます。ただ、実際に相互に緊密な取引があつて、双方の法律家がお互い外国法サービスの効用というものを認識しているのであれば、徐々に相互がオープンするという形でそのような不便が解消されていくという可能性もあるわけでございます。この点は、おつしやるような危惧の念、確かに存在すると思ひますが、企業の立場としてそのような例えれば日本と交流関係が持たないような状況にある国についての程度の御不便を感じられるか、私としてはその程度はちよつとかがい知ることができません。

それから第三点でございますけれども、第三点は私、少し趣旨が聞き取れなかつたのでございしますけれども……

○飯田忠雄君 相互主義をとりました場合に、すべての外国について法律サービスができませんので、結局、今日のように非常に国際的に弁護士について相互主義をとることの少ない段階におい

出てくる、将来的に五十年とか百年とかいうことになりましてあり得るのじゃないかと、こういう気がするわけなんです。

それとの関連でお伺いしたいのですけれども、この法律の第十條の三項でございすけれども、「法務大臣は、承認をする場合には、あらかじめ、日本弁護士連合会の意見を聴かなければならない」と、こういう規定を設けておられますが、これの背後にあるねらいはどういうことなんでしょうか。

○参考人(釘澤一郎君) 人数がふえてまいりました、その需要の考慮といいますが、そういうことをしなければならなくなるのではないかと、あるいはそういうことのためにこの規定があるのではないかと、そういうような御質問でございすけれども、需要考慮というのは、現在大変問題になっておる貿易摩擦の中におきましては、経済問題について生産数量とか輸入数量とかというものを制限する、そういうための需要考慮でございすますが、弁護士の問題はそういう経済問題ではないのでございすので、直接的に需要考慮ということを言うのは正しくないのではないかと。

この十條の第三項にございすような要件は、依頼者であります企業あるいは個人、内国民に限りますが、そういう方々に対する関係においてはず十條の一項の三号のような要件が必要でございまして、この全体に關して日弁連は意見を言うわけでございまして、この一項の三号に限定されておらないわけでございす。ただいまのお話のような点を含まないと申し上げませんけれども、それだけを考へてゐるわけではございせん。

○抜山映子君 三項の「意見」を言うのは、その一項の三号には限りませんと、こういうふうにおっしゃいましたのでしようか。

○参考人(釘澤一郎君) はい、そのように申し上げます。

○抜山映子君 それでは、最後にお伺いしたいのは、経団連の参考人の方にお伺いしたいのでございす。

います、日本の企業で外国人の弁護士を社内弁護士として日本において雇用している事例はあるのでしようか。

○参考人(櫻澤和夫君) 日本の企業といつても二百萬ぐらゐる企業があるので、よくわからないんですけれども……

○抜山映子君 事例があるかどうかでよろしいんです。

○参考人(櫻澤和夫君) 存じません。

○抜山映子君 そうですか。
私は、先ほど参考人の御意見で、日本の企業サイドとしては日本国内に外国人弁護士が事務所を設けてもらうことについてはそれほど需要があるわけではない、むしろ日本に進出してゐる外国企業においてその需要があるように見受けられると、そのようにお話しなさったと思うんですけれども、聞くところによると外国の企業は、商社と云ふものが日本のようにない、したがって日本の商社のような機能を日本に事務所を持つ外国人弁護士に期待してゐる、こういうことを聞いたことがございすますが、そのあたりはいかがでございしょうか。

○参考人(櫻澤和夫君) そういう点は私も聞いたことがありす。

それから、先ほどの弁護士を雇つてゐるかどうかという問題は、外国の弁護士の資格を持った者を日本の企業が雇用してゐるかどうかという設問であれば、そういうのは多分あるのじゃないかと思ひます。トレーニングとかコンサルタントとか、別の資格で雇つてゐるのが多分あると思ひます。それから、今のちよつと後半の方の質問……

○抜山映子君 日本の商社といふものがアメリカにはない、諸外国にはない、商社的な機能を日本に事務所を設ける外国人弁護士に期待してゐる向きがあるといふことを私聞いたことがあるのでございすけれども、その点はどうにも実情を把握しておられましようか。

○参考人(櫻澤和夫君) 商社の機能といつても非常に広いので、そのごく一部のところをアメリカ

カの弁護士がやれるということをも一つの論拠として、アメリカの弁護士あるいはアメリカのビジネスが理論立てをしてゐるということですね。そういう理論立てをした文書は、幾つか私も見たことがありす。しかし、商社の機能全体をかわつてやるといふことは、とてもアメリカの弁護士にはできない。

商社の機能のごく一部に、外国の事情をよく把握し、外国の法制をよく把握し、それから外国のいろいろな人たちに對するアクセスといふものを利用して人を紹介したり、それからその人と日本のクライアントとのコネをつけてあげたりと、いろいろなことを日本の商社がやりますが、それに似たことを、例えばいゝゆるワシントン・ローヤーといひますか、人と人とをくつつつたり、そういう情報を収集したり情報を提供したり、そういうことをワシントン・ローヤーといひられてゐる人たちはむしろ主たる業務としてゐますが、そういうのは商社の機能のうちの一部分に酷似してゐるといふことは言ひます。しかし、商社の機能といふのは非常に広い包括的なものですから、それをアメリカの弁護士がごく一部かわつてやることのできるというのを論拠として、商社の機能をアメリカの弁護士が持つてゐる、あるいはアメリカでなくても、外国の弁護士が持つてゐることを言うのは少し強弁のような気がしす。

○抜山映子君 ありがとうございしました。

○委員長(二宮文道君) 以上で参考人に対する質疑は終りました。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。
本日は、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございしました。委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。本案に対する審査は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散會いたします。
午後三時三十五分散會

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第二四四号)(第二二五号)(第二四一八号)

第二四四号 昭和六十一年四月二十五日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 長野県松本市寿台八ノ三ノ二一
紹介議員 佐藤東洋志外百九十九名

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第二二五号 昭和六十一年四月二十五日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 福島県双葉郡富岡町深谷一八三
紹介議員 池田信一外百九十九名

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

第二四一八号 昭和六十一年四月三十日受理
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願

請願者 神奈川県相模原市上矢部四ノ二
紹介議員 五ノ七 伊藤邦夫外百九十九名

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第一六五七号と同じである。

昭和六十一年五月二十四日印刷

昭和六十一年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W